



# 財務諸表監査における契約リスク評価モデルの構築に関する研究

宮本(石垣), 京子

---

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

2004-03-31

(Date of Publication)

2008-10-02

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3017

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003017>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 55 】

氏 名・（本 籍） 石垣 京子 （三重県）

博士の専攻分野の名称 博士（経営学）

学 位 記 番 号 博い第109号

学位授与の 要 件 学位規則第4条第1項該当

学位授与の 日 付 平成16年3月31日

【 学位論文題目 】

財務諸表監査における契約リスク評価モデルの構築に関する研究

審 査 委 員

主 査 教 授 内藤 文雄

教 授 櫻井 久勝

教 授 古賀 智敏

## 論文内容の要旨

財務諸表の監査において、監査を受ける企業や組織体の事業リスクの程度が監査の実施に与える影響をいかに評価するかということが重要な判断要素の一つとなっている。財務諸表の監査は、監査基準の定めにより国内はもとよりグローバルにもリスク・アプローチの方法によって行わなければならない。リスク・アプローチの方法は、監査を受ける企業や組織体がその財務諸表に虚偽の表示をもたらす可能性を検討した上で、監査の実施に対する資源の投入量を調整することを予定している。

財務諸表に虚偽の表示をもたらす可能性が高ければ高いほど、監査コストは増大する。もし当該コストが許容範囲を超えるならば、監査を実施することは不可能である。この観点から、財務諸表の監査の契約を締結する際の監査人の評価が、リスク・アプローチにおいては重要となってくる。しかし、かかる認識はどちらかといえば等閑視されている状況にあり、監査契約の締結時におけるリスク評価の課題を解明する必要性が存在している。

本論文は、この解明課題を正面からとりあげている。特に、監査契約を締結する際に監査人が形成する監査判断を、契約リスク概念を用いた、数学的モデルにより定式化し解明している。また、これを通じて、当該判断形成の質の向上をはかるための基礎となる方法を提示している。

監査契約締結段階でのリスク評価のモデルは、監査人相互間における、新規あるいは継続監査契約の適否を判断するための事前的な評価方法を同質化し、その判断の質を高めるために有用であるだけでなく、当該監査契約に関する特性および発生する可能性のあるリスクについて早期に認識、識別し、その後の監査プロセスにおいて対応するための手段ともなりうる。

このような問題意識のもとに、本論文は、契約リスクの評価に関して、その監査人の判断に関する意思決定の定式化、つまり、契約リスク評価の判断指標を帰納的に導出することを主目的として、次の 5 つの課題を設定し、文献レビュー、質問票調査、および統計的分析アプローチを適用し、分析している。

- ① 契約リスクの基礎的概念の明確化
- ② 契約リスクの評価体系についての分析
- ③ 契約リスク評価の判断指標となる評価要因の抽出
- ④ 上記の個々の評価要因に対する監査人の認識の解明
- ⑤ 上記評価要因の数量化分析に基づく契約リスク判断指標の導出

課題①について、監査契約の締結に関して、いかなる観点から研究の蓄積が行われてきたのか、その要点を整理し、その知見に基づいて、契約リスクおよびその構成要素である契約構成リスクの概念定義を行い、契約リスク評価の意義を説明している。

課題②について、契約リスク評価を分析する前提として、当該リスク評価がいかにあるべきかという基礎理論を形成するために、その評価体系を解明している。そのため、財務諸表の監査実務において、契約リスク評価の判断の基礎にはどのような決定要因があるのか、および契約リスク評価の全体構造のなかで、契約構成リスクがいかにして監査契約締結の可否判断に結びついているのかを、先行研究のレビューならびにわが国の公認会計士に対する質問票調査にもとづき、日米の監査環境の相違を論じながら考察している。

課題③について、課題②の分析から得られた知見を用いて、契約構成リスクの一つであ

る、監査リスクに焦点を置き、監査リスク評価と監査契約締結の意思決定との関連性を分析している。つまり、判断指標となる評価要因を、日米の監査基準の規定内容、および先行研究の成果から抽出し整理している。

課題④について、わが国の公認会計士に対して、課題③で抽出・整理した評価要因に関する質問票調査を実施し、評価要因に対する監査人の認識の差異を統計的に分析している。

課題⑤について、課題③により抽出した評価要因に対する監査人の評価値にもとづき、数量化の方法を適用して、監査人が個々の評価要因をいかに統合評価して、契約リスク評価を行っているのかを分析している。すなわち、契約リスク評価の数学的モデルを構築し、監査人の判断形成を独立した判断レベルに分解したうえで、それらを具現化する契約リスク判断指標を提示している。

以上の五つの課題の分析により、筆者は、契約リスクの評価に際して、監査実務に近い形で、パフォーマンスの指標を浮き彫りにし、監査人自らが、その判断形成を客観的に認識し、かつ評価できる方法の基礎となる契約リスク評価モデルを提示している。

## 論文の審査結果の要旨

本論文は、財務諸表監査において、監査契約を締結する際に監査人が形成する監査判断を、契約リスク概念に基づく数学的モデル（契約リスク評価モデル）として定式化することによって、監査契約に関する判断形成を客観化することを目的としている。

かかる目的の研究は、わが国において嚆矢となる試みであり、新たな監査研究の領域を開拓するものである。より具体的には、数学的アプローチを適用し、契約リスク評価モデルを構築し、監査人が監査契約締結にあたり、何を判断規準とするのか、また、判断レベルの重要性の優劣がいかにつえられているのかについて、わが国の公認会計士に対する2度の質問票調査により解明し、監査契約のリスク評価モデルを帰納的に導出している。この点で研究のオリジナリティが認められる。

また、当該評価モデルは、契約リスク評価に関して、監査人が自らの判断内容を客観的に認識し、判断の改善をはかることが可能となるという意味において、実践的な有効性も備えている。つまり、監査人が監査契約を締結する際に、何を判断規準とし、さらにその中の判断レベルの重要性の優劣がいかにつえられているのかが解明された結果、本研究による契約リスク評価モデルを用いれば、監査人は、自己の判断形成について、他の監査人のそれとの相互比較を行うことが可能となっている。

さらに、当該評価モデルは、監査契約に関する特性および発生する可能性のあるリスクについて早期に認識・識別する手段としてのみならず、それに加えて、その後の監査プロセスにおいて対応するための手段をも提供しうる。この意味において、当該評価モデルは、監査人相互間の判断の同質化をもたらす可能性を秘めており、ひいては財務諸表監査の質の向上につながるものと期待される。

これらのほか、契約リスク評価モデルの構築に用いた研究方法論は、監査リスクの構成リスクたる、固有リスクや統制リスクの評価モデルへの応用可能性を有している。つまり、契約リスク評価モデルは、固有リスク評価要因および統制環境評価要因を用いて形成しているが、当該モデルを進化させることにより、固有リスク評価モデルおよび統制リスク評価モデルを構築することが可能となりうる。このような発展可能性を考慮すれば、本研究で得られた成果は、リスク・アプローチの全体的な構図における共通の基本評価モデルを示したものであると評価することができる。

本論文は、上記の通り、研究内容の新規性、研究成果の実践的有效性、ならびに発展可能性を有しており、監査理論および監査実践の両面において博士号に値する成果を有していると高く評価することができる。

以上の理由から、審査委員は、本論文の著者が、博士（経営学）の学位を授与されるに十分な資質を持つものと判断する。

平成16年3月8日

審査委員 主査 教授 内藤文雄

教授 櫻井久勝

教授 古賀智敏